

Ⅱ 「キャリアパス対応生涯研修課程開発・推進事業」の基本方針と特徴

本年度においては、過年度の検討結果、特に、平成 21 年度の検討委員会報告を踏まえて、「キャリアパス対応生涯研修課程」（以下、本課程）の実施要領を検討した。

その基本方針及び特徴は次の通りである。

1. 平成 21 年度検討委員会報告を踏まえること

- (1) 福祉・介護サービス従事者のキャリア形成に必要な能力のうち、福祉・介護サービス従事者に共通する能力の開発に対応した研修課程の開発をめざす。なお、事業種別・職種特有の能力向上については、それぞれ専門分野における団体や協議会主催の研修受講を推奨する。
- (2) 福祉・介護サービス従事者の機能を、新任職員から上級管理者に至る「5 階層」に区分し、本課程の受講対象者ととらえる。
- (3) 福祉・介護サービス従事者が共通に学ぶべきものとして、8 つの研修科目を設定し、階層別機能に応じた内容とする。

2. 「効果的かつ実現可能な課程」の開発をめざすこと

- (1) 平成 10 年より実施されている「福祉職員生涯研修課程」の現状と課題を踏まえ、本課程が全国で実施されることをめざし、実現可能であることを優先させるとともに、一定の質を確保する。
- (2) 実施主体は、各県研修実施機関に限定するものではないが、これまでの実績や社会的役割から、当面の主たる担い手と想定される各研修実施機関が、現行の福祉職員生涯研修課程から円滑に移行できるよう留意する。

3. 本課程の特徴

- (1) 法人・事業所におけるキャリア形成の支援をめざし、学習内容の中心に「キャリアデザイン」を位置づけ、8 つの科目を構造化してとらえる。
- (2) 研修実施主体において実行しやすく、かつ、法人・事業所が職員を派遣しやすく、さらに研修の効果を考慮した。研修を面接授業と自己学習で構成し、面接授業の期間は 3 日間で、2 日間の面接授業の後に一定期間の自己学習期間を設け、実践的な学習・研究を自ら深め、さらに自己学習の成果を踏まえて 1 日の面接授業を実施するという分割方式で実施する。

- (3) 面接授業前、自己学習期間中に課題を付与することで、その課題をもって面接授業に臨むことにより、面接授業を単に「受講する」というだけでなく、「自己学習」を促進しながら、さらに面接授業において「参加型研修」手法を取り入れることで気づきや実践的能力の向上をめざす。

4. 法人・事業所による推薦と支援を基礎にする

- (1) 本課程は、法人・事業所による本課程の有効活用を通じて、各法人・事業所におけるキャリアパスの確立を支援するものである。
- (2) (1)の主旨に則して、本課程の受講申込みは、原則、職場の所属長からの推薦によるものとする。受講する職員は、受講前、自己学習期間中や修了後において、上司からフォローアップなどの支援を受ける。